

## 「さいたま文学館 ホール(文学ホール)」のネーミングライツ事業 募集要項

埼玉県(以下「県」という。)では、「さいたま文学館 ホール(文学ホール)」について、ネーミングライツの命名権者を次のとおり募集します。

### 1 ネーミングライツ対象施設について

#### (1)施設名

ホール(文学ホール)

※ 対象は、さいたま文学館内にあるホール(文学ホール)のみです。

※ さいたま文学館と併設されている「桶川市民ホール」とは異なります。

#### (2)所在地

桶川市若宮1-5-9 さいたま文学館1階

#### (3)施設概要

別紙1「対象施設の概要」のとおり

#### (4)指定管理者

株式会社ケイミックスパブリックビジネス(令和6年4月1日～令和11年3月31日)

### 2 募集の概要

#### (1)応募資格

ア 応募資格は別紙2「応募資格」のとおりです。

イ グループで応募する場合は、次の事項に留意してください。

(ア)グループを構成する全ての法人その他の団体が応募資格を有すること

(イ)グループを代表する法人又は団体を定めること

(ウ)単独で応募した法人又は団体は、グループの構成員になることはできないこと

(エ)複数のグループにおいて同時に構成員になることはできないこと

ウ 応募に当たっては、広告代理店を通じての提出も可能とします。その場合、委任状(様式2)を併せて提出してください。なお、広告代理店の提出に要する経費の一切について、県はお支払いしません。

#### (2)応募条件

県が希望する契約金額 (年額・税抜)*1	県が希望する 契約期間	応募可能な 契約期間*2	愛称使用開始時期 (予定)
50万円以上	3年以上	令和8年1月1日から 令和11年3月31日まで	令和8年1月

\*1 命名権料は、本県が定める契約希望額以上とします。なお、応募いただく命名権料に

は、消費税及び地方消費税は含まないでください。支払時に別途、消費税及び地方消費税が必要となります。

\*2 応募可能な契約期間内であれば、県が希望する契約期間よりも短期間での応募も可能ですが、応募期間は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。なお、県が希望する契約期間よりも長期間での応募はできませんが、期間満了後、契約の更新を希望する場合には、優先交渉権を付与します。ただし、契約の更新を保証するものではありません。

また、契約期間の満了日は、応募者が希望する契約期間にかかわらず、契約最終年の年度末日までとなります。

### 3 愛称について

#### (1)命名に関する条件

ア 法人等が付与する名称は、施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正を行うことはできません。

イ 利用者の混乱を避けるため、法人等は契約期間内の愛称の変更はできません。

ウ 愛称が定着するまでの間、愛称の表示に当たっては、正式名称を併記する場合があります。

エ 愛称の一部に「文学ホール」を用いてください(例:「さいたま文学館〇〇〇文学ホール」)。

#### (2)使用を禁止する愛称

次のいずれかに該当すると認められる愛称は、命名又は使用することができません。

ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

イ 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 基本的人権を侵害しうるもの又はそのおそれのあるもの

エ 政治性のあるもの

オ 宗教性のあるもの

カ 社会問題について特定の主義又は主張に当たるもの

キ 特定の文学者、文学作品、出版社、文化財や美術作品などを連想させるもの

ク 指定管理者の施設管理・施設運営の不利益となるもの又はそのおそれのあるもの

ケ その他県有資産の愛称として使用することが適当でないと思えられるもの

#### (3)愛称の範囲

対象施設の「愛称」として、法人名、商品名、ブランド名等を冠することができます。ただし、一般に理解しやすいものとしてください。法人やブランドのロゴマーク等も使用することができます。

#### 4 愛称の表示箇所等(命名権者のメリット)

##### (1)施設の愛称表示

ア 施設の愛称が表示可能な箇所は、施設入口の看板、施設敷地内の案内板、さいたま文学館(県)が主催する施設を使用した事業の印刷物(パンフレット、ポスター、チラシ等)とします。具体的には、別紙1「対象施設の概要」の「愛称の表示箇所等(命名権者のメリット)」欄のとおりです。

イ 施設における名称看板の設置・変更及び原状回復等、工事が伴うものについては、命名権者が実施することとし、施工の範囲、実施時期及び内容については、県及び関係機関と協議の上決定することとします。なお、屋外広告物を設置する際には事前に、施設が所在する桶川市の担当窓口(桶川市建築課)に相談願います。

ウ 印刷物については、原則、新規作成物からの表示とします。

エ 周辺の道路標識等における表示変更を希望する場合は、県及び関係機関と協議の上、変更可能なものについて変更することとします。

##### (2)愛称表示以外の命名権者に付与するメリット

ア 命名権者の商品等の館内展示広告スペースへの設置

イ 指定管理者が運営するホームページ等を用いた広報

ただし、設置及び広報の方法は、県及び指定管理者と協議の上、決定することとします。

##### (3)メリット付与の提案

県が示す愛称の表示箇所以外に希望する愛称の表示箇所がある場合や愛称表示のほかにネーミングライツに係るメリット付与の希望がある場合は、希望するメリット付与について、提案してください。優先交渉権者決定後、別途協議の上、メリット付与の可否等について、決定するものとします。なお、必ずしも提案いただいた内容を実現できるとは限りません。

##### (4)愛称普及に向けた県の取組について

ア 命名権者決定後は、速やかに、報道機関への資料配布、ホームページ掲載等を通じて発表します。

イ 県は、愛称の普及・定着を図るため、県の各種広報において愛称を使用するとともに、施設管理者やメディア、県内市町村等に対し、愛称の使用を働きかけます。

#### 5 愛称の表示に伴い生じる費用の負担等について

##### (1)命名権者が負担

ア 施設における名称看板の設置・変更及び原状回復等、工事が伴うものについては、命名権者がその費用を負担して実施することとします。

イ 次に掲げるものに愛称を表示するときは、命名権者が必要な手続きを行い、これに伴う

費用が発生する場合は、命名権者が負担することとします。

(ア)屋外広告物条例による規制が適用されるもの

(イ)道路標識等の案内表示における名称変更

(ウ)行政財産の使用許可を受けなければならないもの(施設看板の新設等により公共施設の敷地を使用するとき)

## (2)埼玉県が負担

県ホームページ、県広報紙、県が発行する印刷物の表示費用は県が負担します。

ただし、印刷物は愛称使用開始後に作成開始するものを対象とし、既成の印刷物の表示変更費用は、命名権者の負担となります。

## (3)その他

その他、愛称使用に伴う費用負担の詳細は、協議の上、決定します。

## 6 命名権料の活用用途

さいたま文学館の維持管理等に活用します。

## 7 応募手続

### (1)命名権者の募集期間

令和7年9月25日(木)から令和7年10月24日(金)まで

### (2)申し込み方法等

「埼玉県ネーミングライツ申込書(様式1)」等をダウンロードして、必要事項を記入し、電子メールにより提出してください。ただし、電子メールによる提出であっても、「登記事項証明書(履歴事項全部証明書)」及び「法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書」については、持参又は郵送とします。

なお、電子メールによる提出時に、その旨を電話にて連絡してください。

また、グループ応募の場合は、構成する全ての法人その他団体について提出してください。

#### ア 提出書類

①埼玉県ネーミングライツ申込書(様式1)

②委任状(様式2)

※ 代理人が申し込む場合は、「委任状(様式2)」を添付してください。

③命名権者として県と契約締結を希望する法人等の概要(様式3)

④誓約書(様式4)

⑤地域貢献や施設活用等に対する考え方、活動実績及び今後の計画(様式5)

⑥役員名簿(様式6)

⑦愛称に商品名を使用する場合、当該商品の概要の分かるもの

⑧会社概要及び直近の会計年度の事業計画書

⑨直近3か年の決算報告書

⑩登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

⑪法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書

※ 法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書(3の3)を提出してください。

※ 法人都道府県民税及び法人事業税は、県税事務所等発行の直近3事業年度分の納税証明書を提出してください。

#### イ 提出・連絡先

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県教育局教育総務部文化財・博物館課 総務・調整担当

TEL:048-830-6915

電子メール:a6910@pref.saitama.lg.jp

※ 持参の場合の受付時間 8:30~12:00及び 13:00~17:15(土日祝日を除く)

※ 郵送の場合は、封筒に「ネーミングライツ申込書関係書類在中」と記載してください。

#### ウ 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

##### (ア)受付期間

令和7年9月25日(木)から10月10日(金)午後5時まで

##### (イ)受付方法

募集要項の内容等に関する質問書(様式7)に記入の上、電子メールで提出してください。

電子メール宛先:a6910@pref.saitama.lg.jp

##### (ウ)回答方法

質問及び回答は、課ホームページにおいて公表します(質問者名は表示しません。)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2216/bungakukan/naming-rights.html>

## 8 選定方法

(1)選定委員会を設置し、提出書類を基に、命名権者、命名権料、希望愛称期間、希望愛称、社会・地域貢献等活動の内容等を総合的に検討し、応募者から優先交渉権者を選定します。

(2)選定結果は、全ての応募者に文書で通知します。

(3)優先交渉順位の決定後、県は優先交渉権者と個別にネーミングライツ事業契約の締結

に係る交渉を行い、県及び優先交渉権者双方の合意がなされたのち、正式に命名権者として決定します。

交渉の結果、協議が成立しない場合は、優先交渉順位で次点につけている者を繰り上げて優先交渉権者として交渉できるものとします。なお、代理店等を経由して応募があった場合においても、ネーミングライツ事業契約は県と命名権者間で締結します。

(4)決定した命名権者については、埼玉県のホームページ等を通じて公表します。なお、応募内容及び選定結果等については、埼玉県情報公開条例の定めるところにより、公開されることがあります。

## 9 申込みの無効

応募申込書を提出後、応募資格がないことが判明した場合は、申込みを無効とします。

## 10 施設見学について

施設の見学を希望する場合は、7(2)イの提出・連絡先まで連絡してください。

対象施設の概要

施設名称		ホール(文学ホール)					
施設所在地		桶川市若宮1-5-9 さいたま文学館1階					
施設概要	設置年月	平成9年11月					
	敷地面積	270㎡(機械室を含む)					
	建物構造	さいたま文学館 1階 (参考) さいたま文学館(桶川市民ホールとの複合施設) ・地上4階、地下2階(文学館は、地上3階、地下2階) ・鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造					
	主な施設内容	客席数:202席 スクリーンサイズ180インチ					
	主な実施イベント	文学に関する講演会、講座、映画上映					
	年間利用者数 (令和6年度実績)	さいたま文学館 42,258人 ホール(文学ホール) 6,513人					
	指定管理者制度の 導入状況	指定管理者	株式会社ケイミックスパブリックビジネス				
	指定管理期間	令和6年4月～令和11年3月					
アピールポイント	<p>「さいたま文学館」は、埼玉県にゆかりのある作品や関連資料を収集・展示等を行い、文学の振興を図るとともに、県民の文学活動の拠点となる施設で、JR高崎線桶川駅より徒歩約5分に位置しております。ホール(文学ホール)は、さいたま文学館の1階にあります。令和6年度に、ホール(文学ホール)において、さいたま文学館(県)が主催した主な事業は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記念講演会「鼎談 絵本の中の文学」 鼎談者 あべ弘士氏、江國香織氏、増田喜昭氏</li> <li>・古典の日記念事業「平家物語を聴く～琵琶の語り～」 琵琶演奏者 藤高えり子氏</li> <li>・石川直樹講演会「ヒマラヤ／写真／言葉」 講演者 石川直樹氏(登山家)</li> <li>・記念講演会「江戸の旅と宿」 講演者 大石学氏(東京学芸大学名誉教授／静岡市歴史博物館長)</li> </ul>						
施設の位置			ホール(文学ホール) さいたま文学館1階				
(命名権者の表示箇所等) のメリット)	愛称看板の 掲出箇所	場所	看板の大きさ			敷地内・外	
		ホール(文学ホール)入 口付近	高さ	別途協議	幅	別途協議	敷地内
	パンフレット 等印刷物	印刷物の名称	仕様				作成部数
		事業案内チラシ	さいたま文学館(県)が主催するホール(文学ホール)を使用した 事業の案内チラシ				事業毎に異なる (前)古典の日記念事業「平家物 語を聴く～琵琶の語り～」 (R6) 7,000枚
その他 (上記以外に付与する命名権 者のメリット)	・命名権者の商品等の館内展示広告スペースへの設置 ・指定管理者が運営するホームページ等を用いた広報 ただし、設置及び広報の方法は、県及び指定管理者と協議の上、決定することとします。						
愛称看板等掲出場所の例							
掲出場所	入口		掲出場所	入口付近			
							
その他留意事項				施設所管課所			
				所属名	文化財・博物館課		
				部署名	総務・調整担当		
				電話番号	048-830-6915		

## 応募資格

1 命名権者として県と契約締結を希望する法人その他の団体又はそれらにより構成されたグループ(以下「法人等」という。)とする。

2 応募者が次の各号に掲げる者でないこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (4) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税等納付すべき税金を滞納している者
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
- (6) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある者
- (7) その代表者等(法人にあってはその役員(非常勤を含む。)及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。)が暴力団の構成員等である者
- (8) 指定管理者制度を導入している施設については、現在の指定管理者の事業内容等と競合する者(ただし、現在の指定管理者及びその関連事業者等を除く。)
- (9) 施設の設置目的等に照らし命名権者として適当でないと認められる者\*

3 命名権者の募集にグループで応募する場合には、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- (1) グループを構成する全ての法人その他の団体が応募資格を有すること
- (2) グループを代表する法人又は団体を定めること
- (3) 単独で応募した法人又は団体は、グループの構成員になることはできないこと
- (4) 複数のグループにおいて同時に構成員になることはできないこと

\* 施設の設置目的等に照らし命名権者として適当でないと認められる者

- 1 風俗営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業をいう。)を営む法人等
- 2 インターネット異性紹介事業者(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)第 2 条第 3 号に規定するインターネット異性紹介事業者をいう。)
- 3 探偵業(探偵業の業務の適正化に関する法律(平成 18 年法律第 60 号)第 2 条第 2 項に規定する探偵業をいう。)を営む法人等
- 4 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号)第 2 条に規定する銃砲刀剣類の製造又は販売を行う法人等
- 5 特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)第 33 条第 1 項に規定する連鎖販売取引、同法第 51 条第 1 項に規定する業務提供誘引販売取引又は同法第 58 条の 4 に規定する訪問購入若しくはこれらに類する取引を行う法人等
- 6 割賦販売法(昭和 36 年法律第 159 号)第 2 条第 6 項に規定する前払式特定取引を営む事業者のうち、友の会事業を主とするもの又は同法第 11 条第 1 項に規定する前払式割賦販売を主として営む法人等
- 7 法律の定めのない医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品等を取り扱う法人等
- 8 貸金業(貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 1 項に規定する貸金業をいう。)を営む者のうち、消費者向け金銭の無担保貸付業を営む法人等
- 9 たばこ製造業並びにたばこ製品の卸売業及び輸入業を営む法人等
- 10 政治性又は宗教性のある事業を行う法人等
- 11 その他施設の設置目的等に照らし命名権者として適当でないと認められる法人等